平成20年3月21日 室工大規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用基本方針(平成20年3月21日制定) 及び国立大学法人室蘭工業大学情報セキュリティポリシー(平成20年3月21日制定)に基づき、国立大学法人室蘭工業大学(以下「本学」という。)における情報システム及び情報資産の運用に関し必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は、本学の情報システムを運用若しくは管理又は利用するすべての者に適用する。 (定義)
- 第3条 この規程及び運用において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、本学の情報ネットワークに接続する機器を含む。

- ① 本学により所有又は管理されているもの
- ② 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの
- (2) 情報ネットワーク

情報ネットワークには次のものを含む。

- ① 本学により所有又は管理されている全ての情報ネットワーク
- ② 本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク
- (3) 情報

情報には次のものを含む。

- ① 情報システム内部に記録された情報
- ② 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- (4) 情報資産

情報システム、情報ネットワークに接続された情報ネットワーク機器及び電子計算機並びにそ こで取り扱われる情報をいう。

(5) 基本方針等

国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用基本方針、国立大学法人室蘭工業大学情報セキュリティポリシー及び国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用基本規程をいう。

(6) 実施規程

基本方針等に基づいて策定される規程、基準及び計画をいう。

(7) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインをいう。

(8) 利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを許可を受けて利用する者をいう。

(9) 教職員等

本学及び本学に関連する施設において常勤又は非常勤により勤務する者(派遣職員を含む。)をいう。

(10) 学生等

本学学則に定める学部学生、大学院学生、研究生、研究員、研修員並びに研究者等をいう。

(11) 臨時利用者

教職員等及び学生等以外で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

(12) 部局等

事務局の各課、監査室、各領域、各学科、博士前期課程各専攻、博士後期課程専攻、国立大学 法人室蘭工業大学組織規則第19条から第22条までに規定する組織をいう。

(13) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(14) 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作成させる記録であって、コンピュータによる事務処理の用に供されるものをいう。

(15) インシデント

情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる本学規程又は法律に反する事故若しくは 事件をいう。

(情報化統括責任者)

- 第4条 本学の情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に情報化統括責任者 (Chief Information Officer。以下「CIO」という。) を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 2 CIOは、本学の業務・システムに関する最適化実現等のため、本学の情報システム及び情報資産に係る政策の策定及び実施に関する業務を統括する。
- 3 CIOに事故があるときは、CIOがあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。 (情報化統括責任者補佐)
- 第5条 本学に情報化統括責任者補佐(以下「CIO補佐」という。)を置き、情報教育センター長をもって充てる。
- 2 CIO補佐は、CIOの業務を補佐し、本学の業務・システムに関する最適化実現等のための必要な業務を行う。

(最高情報セキュリティ責任者)

- 第6条 本学に最高情報セキュリティ責任者(Chief Information Security Officer。以下「CISO」という。)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 2 CISOは、本学の情報セキュリティに関する業務を統括する。
- 3 CISOに事故があるときは、CISOがあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。 (最高情報セキュリティ責任者補佐)
- 第7条 本学に最高情報セキュリティ責任者補佐(以下「CISO補佐」という。)を置き、情報教育センター長をもって充てる。
- 2 CISO補佐は、CISOの業務を補佐し、本学の情報セキュリティ対策を実施し、情報リスク 管理、情報事故対応等の必要な業務を行う。

(全学実施責任者)

- 第8条 本学に全学実施責任者を置き、情報教育センター長をもって充てる。
- 2 全学実施責任者は、CIO並びにCISOの指示に基づき、本学の情報システムの整備と運用及び情報セキュリティの確保に関し、基本方針等及び実施規程並びに手順等の実施を行う。
- 3 全学実施責任者は、本学の情報システムの運用に携わる者又は利用者に対して、情報システムの セキュリティに関する教育を企画し、基本方針等及び実施規程並びに手順等の遵守を確実にするた めの教育を実施する。

(部局等情報セキュリティ総括責任者)

- 第9条 部局等に、「部局等情報セキュリティ総括責任者」を置き、部局等の長及び学科のコース等 長、CISOが必要と認めた者をもって充てる。
- 2 部局等情報セキュリティ総括責任者は、部局等における情報セキュリティに関する啓発及び改善 の実施並びに各種問題に対する処置を実施する。

(情報セキュリティ監査責任者)

- 第10条 本学に情報セキュリティ監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。
- 2 情報セキュリティ監査責任者は、CISOの指示に基づき、監査に関する事務を統括する。 (情報システム管理者)
- 第11条 部局等に、情報システム管理者を置き、事務局にあっては、副課長、室長及び係長を、技術 部にあっては、技術室長を、領域等にあっては、当該領域等の教員をもって充てる。
- 2 情報システム管理者は、当該部局等における情報システムを運用及び管理する。 (情報セキュリティ責任者)
- 第12条 部局等に、当該部局等における情報システムのセキュリティ係る責任者(以下「情報セキュリティ責任者」という。)を置き、情報システム管理者をもって充てる。
- 2 情報セキュリティ責任者は、当該部局等における情報システムの運用方針の決定や情報システム

上での各種問題に対する処置を担当する。

(情報技術担当者)

- 第13条 情報セキュリティ責任者は、当該部局等における情報システムに対して情報技術担当者を置くことができる。
- 2 情報技術担当者は、情報セキュリティ責任者が指名する者をもって充てる。
- 3 情報技術担当者は、情報セキュリティ責任者の業務を分掌し補佐する。

(審議機関)

第14条 本学における情報基盤の整備及び情報セキュリティ等に関する事項については、国立大学法 人室蘭工業大学情報基盤委員会規則に基づき当該委員会において審議するものとする。

(管理運営部局)

- 第15条 本学の情報システムの管理運営部局は、情報教育センターとする。
- 2 管理運営部局は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 情報システムの運用と利用における基本方針等の実施状況の取りまとめ
  - (2) 講習計画、リスク管理、非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
  - (3) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡調整等
  - (4) その他情報システムに係る事務

(情報セキュリティインシデント対応チーム)

- 第16条 本学におけるインシデントに対応する組織として国立大学法人室蘭工業大学情報セキュリティインシデント対応チーム(以下「CSIRT」という。)を置く。
- 2 CSIRTに関し必要な事項は、別に定める。

(役割の分離)

- 第17条 情報セキュリティ対策の運用において、次に掲げる役割を同じ者が兼務しないものとする。
  - (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者
  - (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

- 第18条 CISOは、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての 規程を整備する。
- 2 本学の情報システムを運用若しくは管理又は利用する者は、学外の情報セキュリティ水準の低下 を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第19条 全学実施責任者は、本学の情報システムの運用業務のすべてまたはその一部を第三者に委託 する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるも のとする。

(情報セキュリティ監査)

- 第20条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策が、基本方針等に基づく 手順に従って実施されていることを監査する。
- 2 情報セキュリティ監査責任者は、別途定める情報セキュリティ監査規程に基づき監査を実施しなければならない。

(見直し)

- 第21条 本学において、基本方針等、実施規程及び手順を整備した者は、各規程の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。
- 2 本学の情報システムを運用若しくは管理又は利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、情報システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度室工大規程第4号)

この規程は、平成21年3月24日から施行する。

附 則(平成21年度室工大規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年度室工大規程第1号)

この規程は、平成23年7月8日から施行する。

附 則(平成24年度室工大規程第3号)

この規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則(平成28年度室工大規程第22号)

この規程は、平成28年10月31日から施行する。

附 則(平成28年度室工大規程第25号)

- 1 この規程は、平成29年3月27日から施行する。
- 2 室蘭工業大学情報化統括責任者等の設置に関する要項(平成25年3月14日学長伺定)は廃止する。

附 則(平成30年度室工大規程第12号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年度室工大規程第5号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。